

○盛岡・紫波地区環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成18年2月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 公表については、矢巾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年矢巾町条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。